

(別表)

利 用 料

(平成3年7月1日以降の入所者から適用)

平成26年7月1日～

対象収入による 階 層 区 分	事務費	事務費	事務費	生活費	利用者負担金
	①	減免額 ②	負担額 ①-②=③	④	合計(月額) ③+④=⑤
1 1,500,000 円以下 円	127,194 円	117,194 円	10,000 円	54,287 円	64,287 円
2 1,500,001 円～ 1,600,000 円	127,194 円	114,194 円	13,000 円	54,287 円	67,287 円
3 1,600,001 円～ 1,700,000 円	127,194 円	111,194 円	16,000 円	54,287 円	70,287 円
4 1,700,001 円～ 1,800,000 円	127,194 円	108,194 円	19,000 円	54,287 円	73,287 円
5 1,800,001 円～ 1,900,000 円	127,194 円	105,194 円	22,000 円	54,287 円	76,287 円
6 1,900,001 円～ 2,000,000 円	127,194 円	102,194 円	25,000 円	54,287 円	79,287 円
7 2,000,001 円～ 2,100,000 円	127,194 円	97,194 円	30,000 円	54,287 円	84,287 円
8 2,100,001 円～ 2,200,000 円	127,194 円	92,194 円	35,000 円	54,287 円	89,287 円
9 2,200,001 円～ 2,300,000 円	127,194 円	87,194 円	40,000 円	54,287 円	94,287 円
10 2,300,001 円～ 2,400,000 円	127,194 円	82,194 円	45,000 円	54,287 円	99,287 円
11 2,400,001 円～ 2,500,000 円	127,194 円	77,194 円	50,000 円	54,287 円	104,287 円
12 2,500,001 円～ 2,600,000 円	127,194 円	70,194 円	57,000 円	54,287 円	111,287 円
13 2,600,001 円～ 2,700,000 円	127,194 円	63,194 円	64,000 円	54,287 円	118,287 円
14 2,700,001 円～ 2,800,000 円	127,194 円	56,194 円	71,000 円	54,287 円	125,287 円
15 2,800,001 円～ 2,900,000 円	127,194 円	49,194 円	78,000 円	54,287 円	132,287 円
16 2,900,001 円～ 3,000,000 円	127,194 円	42,194 円	85,000 円	54,287 円	139,287 円
17 3,000,001 円～ 3,100,000 円	127,194 円	34,194 円	93,000 円	54,287 円	147,287 円
18 3,100,001 円～ 3,200,000 円	127,194 円	26,194 円	101,000 円	54,287 円	155,287 円
19 3,200,001 円～ 3,300,000 円	127,194 円	18,294 円	108,900 円	54,287 円	163,187 円
20 3,300,001 円～ 3,400,000 円	127,194 円	18,294 円	108,900 円	54,287 円	163,187 円
21 3,400,001 円以上 円	127,194 円	18,294 円	108,900 円	54,287 円	163,187 円

・ 冬季(11月から3月)暖房費(月額)2,129円を加算する。

- ※ この表における「対象収入」とは前年の収入（社会通念上収入として認定する事が適当でないのを除く）から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をい
- ※ 夫婦で入居する場合については、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が150万以下に該当する場合の夫婦それぞれの事務費徴収額については、7,000円（月額）とする。

平成3年6月30日以前から入所している者については次表の利用料表を適用する。